

所得補償共済



毎日元気で働ける事が、何よりありがたい事ですが、それでも突然のケガや病気で、仕事ができなくなり、**収入が得られなくなった時**、長期の就業不能

期間に対して**「所得補償共済」**が、**あなたのお力になれます。**

一人で事業をされてみえる方もご加入いただけます。

業務上業務外を問わず、病気またはケガによって入院や、自宅療養(医師の指示による療養期間)のため**働けなくなった期間の所得を補償**します。

(12カ月を限度、免責7日間)

毎月の掛金

1口あたり
500円

加入年齢

満15歳以上
満64歳以下
(満70歳まで延長可)

生命保険ではありません

● てん補期間 1年

● 月掛 口座振替 自動継続

● ご加入いただける口数

被共済者1人につき最高20口まで、1カ月の平均月額所得額を越えない範囲で、お決めください。

ただし危険職種※の方は
月額補償165,000円以内の口数となります。

※危険職種：運送業者、金属加工業者、輸送機組立・修理業者、窯業・土石製品製造業者、建設業者等

ぜひとも備えて
いただくことを
お勧めします。



● 1口あたりの年齢別月額補償および日額補償額表

年齢別	月額補償額	日額補償額
満15才以上満20才未満	97,500円	3,250円
満20才以上満25才未満	66,900円	2,230円
満25才以上満30才未満	59,400円	1,980円
満30才以上満35才未満	48,000円	1,600円
満35才以上満40才未満	38,400円	1,280円
満40才以上満45才未満	30,900円	1,030円
満45才以上満50才未満	25,800円	860円
満50才以上満55才未満	22,200円	740円
満55才以上満60才未満	20,700円	690円
満60才以上満65才未満	19,800円	660円
満65才以上満70才未満	15,600円	520円

※65才以上は継続の方のみです。

※共済金のお支払いにつきましては、約款に基づき実施させていただいております。共済金のお支払い対象につきましては、パンフレット及び共済約款をご確認下さい。

※この広告は、所得補償共済の概要です。詳しくはパンフレットをご覧ください。



三重県中小企業共済協同組合

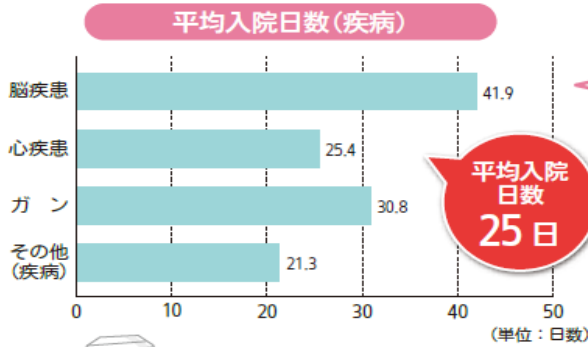
●本部 津市栄町1丁目891番地
三重県合同ビル3階
TEL <059> 228-7128

お問い合わせ先

四日市青色申告会

TEL 059-351-4159

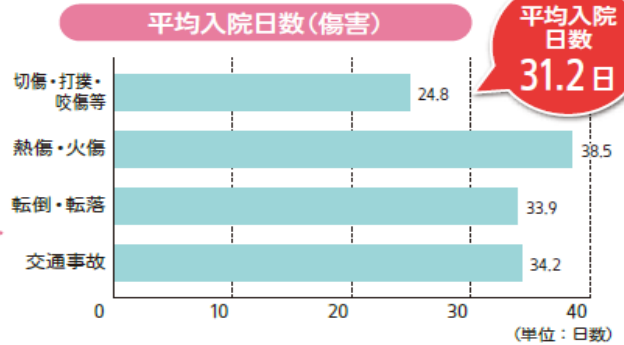
疾病・傷害による平均入院日数



脳疾患は
全体の平均入院日数に
比べて**1.7倍**もかかる

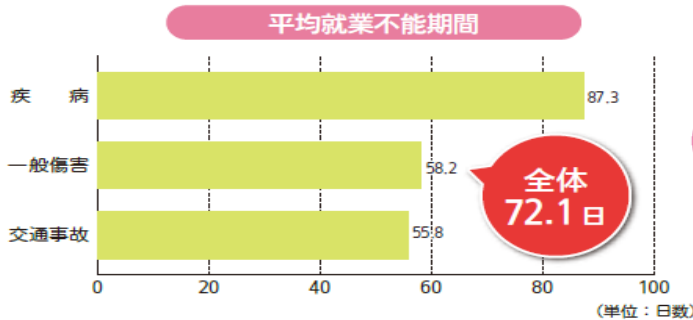


全体の
平均入院日数は
約**1か月**もかかる

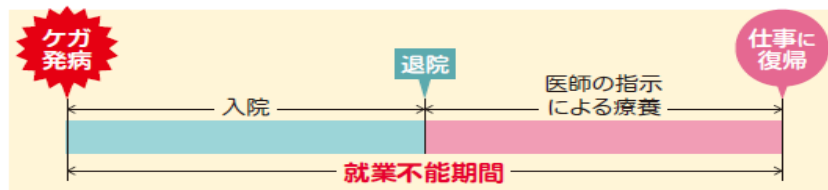


※平成26年度 各種共済支払実績より

疾病・傷害による平均就業不能期間



お仕事ができないのは
入院している間だけ
ではありません



※平成26年度 所得補償共済支払実績より

所得補償共済における支払事例

- 事例 1** 高速道路走行中、後ろから走行してきた車に追突されたため就業不能
胸骨骨折、前胸部・後頭部打撲傷で116日間通院
● 50代女性 ● 運送業
補償期間 1か月28日間
- 事例 2** 工事現場において2階の梯の上から3メートル下の地面に落下したため就業不能
外傷性くも膜下出血、外傷性動眼神経損傷で入院55日間、通院52日間
● 50代男性 ● 建築業
補償期間 7か月3日間
- 事例 3** 工作中、手首を強打し骨折したため就業不能
左橈骨遠位端不全骨折で通院5日間 ギプス固定により就業不能
● 30代男性 ● 建築業
補償期間 1か月9日間
- 事例 4** 腓頭部癌により就業不能
入院35日間、通院28日間
● 50代男性 ● 電気工事業
補償期間 6か月12日間
- 事例 5** 腸閉塞により就業不能
入院14日間、通院2日間
● 40代男性 ● 会社役員
補償期間 1か月15日間

補償期間は**就業不能期間**を対象としています。